

これまでの議論を踏まえた論点整理表

Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備

No.	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
1	<p>パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。</p> <p>その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。</p>	<p>【第三者機関の設置、組織等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人情報保護法では、主務大臣制がとられており、独立した第三者機関は設置されていないため、分野横断的な課題に対する迅速かつ適切な対応等が困難である。 ・EUをはじめ、多数の国・地域において、第三者機関(プライバシー・コミッショナー)が設置されている。 ・平成 26 年 1 月に、番号法[※]に基づく「特定個人情報保護委員会」が設置された。 <p>※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)</p>	<p>【第三者機関の設置、組織等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の増員は慎重に検討すべき。また、委員の任命に関する要件の規定を緩和すべき。(「含まれるものとする。」→「考慮しなければならない。」) ・事業者利益を代表する者や消費者を代表する者等の任命を可能とすべき。 ・専門委員の設置を可能とすべき。 ・組織、人、権限、予算をつけて適切に執行できるようにすべき。 ・第三者機関において実質的にIT人材の登用、養成を図るべき。 <p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談の具体的な制度設計をすべき。 ・課徴金制度の導入を検討すべき。 ・事後的な紛争処理が分野横断的な統一 	<p>【第三者機関の設置、組織等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法に規定されている「特定個人情報保護委員会」を改組し、内閣総理大臣の下に、特定個人情報以外の個人情報(一般の個人情報)の利活用の推進及び保護等を目的とする委員会を設置する。 ・委員を増員し、パーソナルデータの利活用とプライバシー保護に配慮したバランスの取れた人選となるよう要件を定める。 (理由：業務量・専門的な知見の確保等の観点から、委員の増員は必要。なお、国会同意人事でもあり、曖昧な要件は認められないと考えられる。) ・専門委員を設置することができることとする。 ・人、予算等のリソースの確保は必要と考えられる。 ・運用上、第三者機関にIT及び各分野・事業の知見が蓄積されるよう運用を図っていく予定である。 <p>【権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等に関する特定個人情報保護委員会としての機能・権限等はそのまま維持し、監督・関与の対象を一般の個人情報に拡大する。 ・個人情報保護法に基づく消費者庁等の機能・権限(基本方針の策定・推進)を第三者機関に移管する。 ・個人情報取扱事業者に対して、現行の主務大臣が有している機能・権限(報告、助言、勧告、命令)に加えて、指導、立入検査(下記Ⅲ3の4に詳述。)の機能・権限を有する。 ・認定個人情報保護団体に対する認定、監督等の機能・権限を有する。 ・民間の自主規制ルールへの認定、自主規制団体の監督等の機能・権限を有する。 ・国際的な越境移転に関する認証団体の認定、監督等の機能・権限を有する。 <p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談に関する体制を強化・整備する。 ・課徴金制度の導入については引き続き検討する。 (理由：課徴金制度導入の必要性や制度趣旨、導入する場合の制度の在り方等、検討すべき課題が多い。) ・紛争処理については、今後発生する紛争の実態に応じて将来的に検討すべき課題とする。(下記に詳述。)

No.	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
			<p>見解の提示と連動することを意識しながら検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁的な公表の規定を設けるべき。 ・検討会(第6回)のまとめとして、将来的には第三者機関に権限等を移管することが望ましいが、実際に機能するためには十分な予算や人員が必要となることから、当面は、主務大臣制(特定の分野に設置)と併存させてはどうか。 ・その際、第三者機関に権限等を移管することについて、具体的な期限を区切って検討することが重要。 	<p>(理由：現時点で直ちに新たな紛争処理体制を整備する必要性が高いとは言えない。また、将来の紛争発生状況を具体的に予測することも困難である。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁的な公表を可能とする規定を設けることを検討する。 ・第三者機関に権限等を移管することを見据えて、実効性ある執行が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する。
		<p>【苦情の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理は、個人情報保護法上苦情の処理等に努めるべきこととされている各主体(個人情報取扱事業者、認定個人情報保護団体、地方公共団体等)において行われている。 	<p>【苦情の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今般の制度見直しにより、新たな制度が導入されることで、消費者等からの苦情、相談等が各地で発生する可能性があり、統一的で適切な対応が必要。 ・消費者としては、公的機関の方が苦情相談しやすいため、苦情相談窓口を民間に一任して持たせるのではなく、公的機関にも苦情相談窓口としての役割を担わせてほしい。 	<p>【苦情の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、既存の苦情処理体制を維持しつつ、個人情報保護に関する苦情処理等を効率的かつ円滑にできるよう、第三者機関と苦情の処理等を行っている各主体との間に有機的な連携及び協力関係を築くものとする。 ・なお、公的機関の苦情相談窓口として、地方公共団体による苦情の処理は今後も継続しつつ、第三者機関が苦情を処理する役割をどのように担うかについては、引き続き検討する。
		<p>【新たな紛争処理体制の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上、個人情報等の保護に関連した事案に特化した紛争処理体制は、整備されていない。 ・苦情・相談件数は減少傾向。ここ数年、勧告及び命令権限の発動件数もゼロ件。 	<p>【新たな紛争処理体制の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、パーソナルデータの利活用をめぐる当事者間で任意の解決を図ることができない紛争が増加する可能性はある。 ・今般の制度見直しに伴って、民事請求権を行使する紛争が生じる可能性はある。 ・当事者にとって、金銭的、時間的負担の少ない簡易迅速な紛争解決手段を設ける需要が高まることも考えられる。 	<p>【新たな紛争処理体制の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は第三者機関において紛争の発生状況やその実態等の把握に努めることとし、個人情報等の保護に関する事案に特化した新たな紛争処理体制の整備については、今後発生する紛争の実態に応じて将来的に検討すべき課題とする。 (理由：現時点で直ちに新たな紛争処理体制を整備する必要性が高いとは言えない。また、将来の紛争発生状況を具体的に予測することは困難。)

Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
1	個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者(提供者及び受領者)が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。	【個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い】 ・ビッグデータビジネスにおいて、すでに取得した個人データについて当初は想定していなかった新たなサービスにつき利活用を行うため、利用目的の変更、第三者提供についての本人からの同意取得が求められるが、大量のデータについて個別に連絡を取り、個人情報の本人全員から同意を取得することは事業者にとって相当な負担となる。個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータを活用し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利活用環境の整備が求められている。	【個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い】 ・個人の特定可能性を低減する程度については、データの有用性が損なわれないようにすべき。 ・加工手法は事業者委ねる、あるいは、第三者機関がマルチステークホルダープロセスを経て決定するなど機動的な対応を図りうる形を検討すべき。 ・IT技術の急速な進歩を踏まえ、匿名化に当たっては現在の特定の技術を用いることを義務付けることは避け、法令以外の手法を活用するなど柔軟なルールとすべき。 ・新たに措置する個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いの規定については、これによりデータ利活用を行う事業者にとって過度な負担とならず、かつ利用しやすい形とすべき。	【個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い】 (民間部門) ・本人の同意に基づく第三者への個人データの提供等に加え、新たに「個人データ」に加工を施し個人が特定される可能性を低減したものについて、特定の個人を識別する可能性を有していること、本人の同意等を得ることに代えて新たな取扱いを定めるということから、個人の権利利益の保護に留意しつつ、円滑に情報を利活用するための必要な措置を講ずることとする(新たに保護される範囲として明確化する情報についても同じく措置を講ずるものとする。) ・加工方法については、業界の特性に応じた自主規制によるルールメイクが望ましい。 ・同データについては、現行の個人情報に関する義務(第4章第1節参照)及び新たに措置される取扱い(Ⅲ4. No2参照)に関する規定の対象としないこととする。 (公的部門) ・ <調整中(P)>

Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

3. 国際的な調和を図るために必要な事項

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
1	<p>< 諸外国の制度との調和 ></p> <p>諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、国際的なルール作りに積極的に参加しつつ国際的に調和の取れた制度を構築し、日本企業が円滑かつグローバルに事業を展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。</p>	<p>【国際的なルール作りへの参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法を所管している消費者庁が対外的窓口として対応しているが、データ保護・プライバシーコミッショナー国際会議では、メンバーとして認められておらず、消費者庁にオブザーバー資格が認められているのみである。 	<p>【国際的なルール作りへの参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関を設置するならば、国際的な対外窓口として日本を代表する機関とすべき。 	<p>【国際的なルール作りへの参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関は、国際的な対外窓口として日本を代表する機関となるものであり、国際会議において意見表明等を行うこととなる。
		<p>【民間主導による国境を越えた個人情報移転の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が国境を越えた適切なパーソナルデータの共有、移転等を円滑に行えるための国際的な枠組みとして、我が国も参加する APEC CBPR システムがあるが、参加国が少なく、制度として発展途上の段階にある。 ・その他、EU など APEC 域外の各国との間に、上記のような国際的な枠組みはない。 	<p>【民間主導による国境を越えた個人情報移転の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別事業者から、EU を中心に国によって特別な対応をしなければ日常業務に支障を来すという声があり、個別事情に応じた二国間の枠組み(個人情報保護制度の相互承認に係る個別の仕組み)の実現を求める声大きい。 	<p>【民間主導による国境を越えた個人情報移転の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者単位での国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を実現させるために、第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、国際的なプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する枠組みを創設する。 ・認証業務を行う民間団体は、第三者機関の監督に服するものとする。
		<p>【域外適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、国外で事業活動を行う日本企業の海外支店等、国内に拠点を構えていない事業者には、個人情報保護法の規制は及ばないものと解釈・運用されているが、クラウド型サービスの普及等により、国内に拠点を置かない事業者が、日本国民を対象としてサービスを提供する事例も増えてきている。 	<p>【域外適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者に対して個人情報保護法が適用可能か明確でないため、個人情報取扱事業者等の該当要件を改めるべき。 	<p>【域外適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者に対して個人情報保護法が適用可能か明確でないため、個人情報取扱事業者等の該当要件を改める。

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
		<p>【執行協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECDにおけるグローバルなプライバシーに係る執行ネットワーク(GPEN)や、我が国も参画する APEC 越境プライバシー執行協力(GPEA)等の国際的な執行協力枠組みが存在する。 	<p>【執行協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に執行管轄権は外国領土内には及ばないため、国内に拠点を置かない事業者に我が国の法が適用されたとしても、その執行に従うか否かは当該事業者の任意となるため、適切な法執行を担保するため、個人情報保護法に相当する法令を執行する外国の当局との執行協力が必要。 ・現行法では外国の当局への情報提供に関する根拠規定がないことから、国家公務員法第100条の秘密を守る義務や行政機関法第8条の利用及び提供の制限によって、情報提供が制限される場合がある。 	<p>【執行協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国事業者による個人情報の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が外国執行当局に対し、職務の遂行に資すると認める情報を提供可能とする。 ・国際的な執行協力枠組みへの参画及び活用を検討する。
2	<p><他国への越境移転の制限></p> <p>グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。</p>	<p>【他国への情報移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法に特段の規定はない。 	<p>【他国への情報移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者等が個人データ等を国外に提供する際、提供先の国に個人情報保護法に相当する法令が存在しない等、当該国の法規定が個人情報保護法の保護水準と比較して十分でない場合、提供された個人データ等の保護が適切に行われないおそれがある。 ・提供先の国の個人情報保護法に相当する法令を執行する当局に情報提供を行う場合であっても、当該国における法令違反に該当しないために執行協力の要請に応じる拘束力のない場合には、提供先の国において、個人データ等の不適切な取扱いに対し、適切な執行がなされない可能性がある。 ・グループ企業間で、セキュリティや個人情報保護に関するルールを守っていくことで、個別の契約がなくても認められるようにすべき。 ・原則として他国への情報移転を自由とし、 	<p>【他国への情報移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者等は、外国事業者等に個人データ等を提供しようとする場合、当該提供等を受ける事業者等において個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう必要な契約の締結その他の措置を講じなければならないこととする。 ・個人情報取扱事業者等は、原則として外国事業者等から提供された個人データ等を国外の第三者に提供してはならないこととする。 ・必要な契約その他の措置については情報移転の類型に応じ引き続き検討する。 ・提供元の個人情報取扱事業者等が外国事業者等に個人データ等を提供しようとする場合、当該提供等を

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
			<p>提供元の国と同等のセキュリティ措置が提供先の事業者等においても確保されている限り、制限すべきでない。提供先の事業者において同等のセキュリティ措置が確保されていないことの立証責任は第三者機関が負うべき。</p> <p>・事業承継に伴い、医療データ、ゲノムのデータが大量に他国の支配、特に人権保障の無い国の支配下に陥るということに関しては、個人尊重の理念の観点から、第三者機関の立入調査が及ぶようにするべき。</p> <p>・事業承継に伴い、個人データ等が他国へ移転する場合、ホワイトリスト、ブラックリストで移転制限する対象国を明確にすべき。</p>	<p>受ける事業者等において個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう必要な契約の締結その他の措置を講じなければならないことを提供元の個人情報取扱事業者等に義務として課すため、提供先の事業者において提供元の国と同等のセキュリティ措置が確保されていないことに立証責任を第三者機関が負うものではなく、提供元の個人情報取扱事業者等が当該義務を違反していることの立証責任を第三者機関が負うものとする。</p> <p>・域外適用や執行協力を含め、移転先の国における当該データの適切な取扱いを担保できるよう必要な措置を検討する。なお、第三者機関に立入検査権限が付与されるとしても、当該データの移転先の外国事業者に対して第三者機関が立入検査することはできない。 (理由：執行管轄権は外国領土内に及ばないため。)</p> <p>・事業承継に係る情報の他国への移転を制限する対象国を明確化することはしない。 (理由：対象国認定までの期間が長くなった場合、経済活動を阻害する可能性が高まること、対象国の認定は、政治的に極めてセンシティブであること、第三者機関に対象国を認定する業務が付与されるため、業務量が増大することが懸念されるため。)</p>
3	<p><開示、削除等の在り方></p> <p>本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段について検討する。</p>	<p>【開示等の在り方】</p> <p>・現行法では、本人は事業者に対し、自身の個人情報について開示、訂正等（追加又は削除を含む。）及び利用停止等（消去又は提供の停止を含む。）の求めをすることができるとし、個人情報取扱事業者は、業務に特段の支障がある場合等を除き、本人の求めに応じる義務があるとされている。</p> <p>・事業者が本人の求めに応じない場合には、主務大臣による執行がされる（それに応じない場合には、さらに罰則が科され得る）が、本人が裁判等により司法的な救済を求めることはできない。</p>	<p>【開示等の在り方】</p> <p>・情報流通や利活用が盛んとなる中、①不正確な情報をもとに不利益な扱いを受ける不安や、②本人の意図しない個人情報の利用がされる不安、③瞬時に広範にわたり膨大な量の情報が拡散してしまう不安等が増加している。</p> <p>・諸外国では開示等について民事上の請求権として認められていることが多く、我が国でも国際的な調和を図り同様の制度にすることにより、諸外国から日本企業がデータを取得しやすくなるなど新たなビジネス振興に寄与することができる。</p> <p>・一方で、現在でも開示等をめぐり問題は生じておらず、制度を変更する必要はないとの指摘や、濫訴の可能性も否定できず、事業者にとって負担であるとの指摘もある。</p> <p>(具体的な在り方について)</p>	<p>【開示等の在り方】</p> <p>・<u>現行の開示、訂正等及び利用停止等の本人からの求めに関する規律に加え、新たに開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）の請求権に関する規律を設ける。</u></p> <p>・<u>その際、開示等の請求が認められるための要件については、本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法をもとにしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する。</u></p> <p>(理由：情報の開示等が適切になされるかとの不安を制度的に解消することは、事業の透明性を確保し、情報流通、利活用の環境を整える上でも重要である。そのためには、本人自身に請求権という積極的な手段を認めることが資する。また、国際的な調和を図り、諸外国からのデータ取得を容易にするためにも必要なものである。事業者側の負担については、請求が認められるための要件を適切に設定することで軽減することが可能である。また、開示等の求めに適切に対応すれば、通常紛争には発展しないと考えられ、紛争に発展した事案については、請求権を認めることで和解等の手段を用いた迅速で柔軟な解決が可能になるという利点もあり、必ずしも負担が多いわけではない。)</p> <p>(具体的な在り方について)</p>

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
			<ul style="list-style-type: none"> ・本人が特定されていないが、法律上保護されることとなる情報についても開示等の対象とすべき。 ・情報が不正確である場合にも削除を求めたり、法令違反がない場合でも利用停止等を求めたりすることができるようにすべき。 ・削除等の請求が濫用されるのを防止するため、開示請求の前置を導入すべき。 ・権利濫用による請求を排除できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>対象とはしないこととする。</u> (理由：第三者に開示することがないよう本人であることの確認が必要になるところ、本人確認が困難な場合があるなど問題がある。) ・<u>措置しないこととする。</u> (理由：このような場合についても削除等に応じるべきとするのは事業者にとって負担が重く、保護の必要性と事業者負担とのバランスを欠く。) ・<u>濫訴防止の要請を踏まえ、具体的な在り方について引き続き検討する。</u> ・<u>趣旨を踏まえ、具体的な在り方について引き続き検討する。</u>
4	<p><パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築></p> <p>第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。</p>	<p>【第三者機関の権限等の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人情報保護法では、主務大臣制がとられており、縦割りの対応となっている(27分野40ガイドラインが策定)。 ・現行法では、主務大臣に、個人情報取扱事業者に対する助言、報告徴収、勧告、命令の権限が付与されている。ただし、行政権の行使の状況は次のとおり。 平成24年度:報告徴収8件 平成23年度:報告徴収16件、助言1件 平成22年度:報告徴収15件 (勧告、命令が行われた事例はない。) 	<p>【第三者機関の権限等の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の対象は、新たに設けられるカテゴリ(個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いに関するもの)に限定すべき。 ・立入検査の行使の要件を明確にすべき。 ・業法の関係も含めて重畳的に権限を行使しないような仕組みにすべき。 ・他省(地方支分部局)への委任、第三者機関の指揮監督に関する規定を置くべき。 ・主務大臣によるガイドラインが廃止されることを期待している。 ・法執行の状況を踏まえると、現状において執行がなされていない分野について、第三者機関に権限等を集約しても何ら問題ない。 ・検討会(第6回)のまとめとして、将来的には第三者機関に権限等を移管することが望ましいが、実際に機能するためには十分な予算や人員が必要となることから、当面は、主務大臣制(特定の分野に設置)と併 	<p>【第三者機関の権限等の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用上、事業者の過度な負担とならないよう配慮することを予定している(立入検査についても、真に必要と認められる場合のみ執行)。また、第三者機関と関係大臣との間で連携して監督等を行うことを想定している。 (理由：今般の見直しは、パーソナルデータの保護と利活用の全体として枠組みを定め、執行を確保するためのものであり、法制上、権限の対象を限定等すべきでないと考えられる。) ・執行体制の確保のため、関係大臣、地方支分部局への権限・事務の委任が可能となるよう措置する。 ・第三者機関が統一的なガイドラインを策定する予定である。なお、分野の特性に応じて上乘せ・横出しのガイドラインの策定もあり得る。 ・第三者機関に権限等を移管することを見据えて、実効性ある執行が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する。

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
			存させてはどうか。	
		<p>【罰則等】</p> <p>現行法上の罰則及びその前提となる行政処分等の規律は以下のとおり。</p> <p>1 主務大臣の命令に違反した場合に6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (命令を出すことができるのは個人情報取扱事業者が主務大臣の勧告に応じて措置をとらない場合で、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき。ただし、一定の義務違反があり、かつ緊急性がある場合は、直ちに命令を出すことも可能)</p> <p>2 主務大臣の報告の徴収に応じて報告をせず、又は虚偽の報告をした場合に30万円の罰金</p>	<p>【罰則等】</p> <p>・今般の制度見直しにより新たに設けられる情報の取扱いに関する義務や行政機関への報告義務等を含め、ルール遵守のために必要な罰則等の在り方が問題である。</p> <p>・機微情報の取扱いに関する義務違反に対応した罰則を現行法の罰則よりも重罰化するかどうかを検討すべき。</p> <p>・より強力な制裁的措置として、課徴金制度を導入するかどうか。</p>	<p>【罰則等】</p> <p>・新たに設けられる義務等の履行を担保するために必要な罰則については、義務の内容や性質に応じて、ルールを遵守させるために必要かつ適切な罰則が適用できるような規律を設ける。</p> <p>・罰則を科す前提となる第三者機関の行政権限が実効的に行使できるよう、第三者機関の体制及び権限(立入検査権等)等を整備する。</p> <p>・課徴金制度の導入については引き続き検討する。 (理由：課徴金制度導入の必要性や制度趣旨、導入する場合の制度の在り方等、検討すべき課題が多い。)</p>
5	<p><取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱いとして、本人のプライバシー></p> <p>取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱いとして、本人のプライバシーへの影響については、取り扱うデータの量ではなくデータの質による者であることから、現行制度で適用除外となっている取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が5000件以下とする要件の見直しを検討する。その際、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負</p>	<p>【取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い】</p> <p>・過去6カ月以内のいずれの日においても5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は、個人情報取扱事業者より除外され、個人情報取扱事業者の義務が一切課せられない。</p> <p>・5,000件以下の情報保有であっても、個人のプライバシー侵害は発生し得るため、数量基準の見直しが必要である。</p> <p>・諸外国においては、数量基準を設け一定以上の義務の免除を行っている例があるが、一切義務を課さないとするところは少数である。</p> <p>・ビッグデータビジネスの振興との関係では、データ活用ビジネスの起業、あるいは新規事業分野の開拓を考える中小企業の台頭も予想されるところ、これらの者が法の義務を課されていないとすると、消費者らが安心してデータを提供せず、ビジネス</p>	<p>【取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い】</p> <p>・中小企業団体の意見を聴取すべき。</p> <p>・脱法的取扱いのために、中小企業を設立する可能性を助長するおそれがある。</p> <p>・欧米の例も参考に、閾値を設けるとすれば、件数によることがよい。</p> <p>・小規模事業者であっても、大量のデータを取得している事業者もある。</p> <p>・小規模な事業者を一律に適用除外することは国際整合性をとることができない。</p> <p>・データビジネス振興の観点より、小規模事業者であっても法律の適用を受けることで消費者の信頼性が高まり情報の集積、事業活動に資する。</p>	<p>【取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い】</p> <p>・CD-ROM 電話帳やカーナビ等他人の作成に係るデータベースを利用する場合や自治会や同窓会等内部において構成員内部で連絡網を作成、共有している場合など、個人情報の性質、利用実態を踏まえ、個人情報取扱事業者の適用除外等につき必要な措置を講じることとする。</p> <p>・<u>個人の権利利益侵害のおそれが相対的に低いと認められる、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者で一定の要件を満たす者は、個人情報取扱事業者としての義務を課せられるが、勧告及び命令については、義務違反行為が故意又は重過失によるものである等の事由がなければ対象としないこととする方向で中小企業団体と調整中。</u></p>

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
	担軽減についても併せて検討する。	モデルとして成立しないことへの懸念がある。 ・市販の名簿等を利用している者について、同名簿の利用に他の個人情報と同様の義務(第三者提供についての本人の同意)を課せられることは過度な規制との指摘。 ・同窓会、学校、及び自治会等、構成員内部で連絡網を作成、共有することまで規制することについては、いわゆる過剰反応との関係で対応策が求められている。		
6	<p><行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い></p> <p>行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等に関する国際的な整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等にも配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。</p>	<p>【行政機関等と第三者機関との関係と事業者間ルールの整合性】</p> <p>・民間事業者・国の行政機関・独立行政法人・地方公共団体等で、法律・条令で別々のルールを定め、運用されている。</p> <p>・独立した第三者機関の監督の対象に行政機関等も含めるべきとの意見もあり、諸外国においても、第三者機関が行政機関等を監督の対象としている事例もある。</p> <p>【学術目的の個人情報等の取扱い】</p> <p>・学問の自由への配慮から、学術目的の個人情報の利用について、個人情報保護法では、第50条で適用除外としている一方で、行政機関法と独立行政法人法では、安全管理措置の義務が課され、利用目的以外の目的であっても一定の場合には第三者提供が可能となっており、機関によって、学術研究目的での個人情報利用に係る要件が異なる状況がある。</p>	<p>【行政機関等と第三者機関との関係】</p> <p>・行政機関法における総務大臣の権限を第三者機関に移管すべき。</p> <p>・行政機関や独立行政法人の個人情報の取扱いの監督等について検討すべき。</p> <p>【事業者間ルールの整合性】</p> <p>・今回の法案提出により、各地方公共団体が条例を見直す機会となるため、地方公共団体への情報発信が必要。</p> <p>【学術目的の個人情報等の取扱い】</p>	<p>【行政機関等と第三者機関との関係】</p> <p>・<調整中【P】></p> <p>・<調整中【P】></p> <p>【事業者間ルールの整合性】</p> <p>・<調整中【P】></p> <p>【学術目的の個人情報等の取扱い】</p> <p>・学術研究の目的において、提供元が第三者提供により、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあると考え、提供することに萎縮するという状況がみられないよう、学問の自由に配慮しつつ、対処する措置を検討する。</p>

Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
1	<p>< パーソナルデータの保護の目的の明確化 ></p> <p>パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーの保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。</p>	<p>・現行法では、「個人の権利利益の保護」が目的となっており、その概念が不明確であるとの指摘が一部にある。</p> <p>・個人情報の利活用については、その有用性に配慮されているものの、これを促進するとの理念にはなっていないとの指摘がある。</p> <p>・パーソナルデータの保護と利活用に当たり、非常に秘匿性の高い情報を含み、保護の必要性が高い一方で、個益や公益のために一層の利活用の推進が期待される分野がある。</p>	<p>・パーソナルデータの保護は、プライバシーの保護のために行うことを明確にすべき。</p> <p>・パーソナルデータの保護は、その利活用の促進に資することを明確にすべき。</p> <p>・ビッグデータの利活用による個人へのメリットをアピールすることも極めて重要である。</p> <p>・医療等分野は慎重に取り扱うべき分野であるが、積極的に利活用すべき方向であるべき。</p>	<p>・「プライバシーの保護」と「利活用の促進」を用いて、今回の制度見直しの理念を明らかにすることを全体の制度見直しと合わせて引き続き検討する。</p>
2	<p>< 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化 ></p> <p>保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。</p> <p>また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、その特性に応じた取扱いを行うこととする。</p> <p>なお、高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が</p>	<p>【定義と義務】</p> <p>・情報通信技術の進展とともにパーソナルデータの種類や利用方法が拡大し、本人が意識しないところで、インターネット上に大量かつ詳細なパーソナルデータが散在する現代において、端末 ID など複数の事業者で共通に利用できる識別子は、各事業者が有するパーソナルデータを容易に紐づけ可能であり、また複数のパーソナルデータが組み合わせることにより、個人が特定される可能性とプライバシーへの影響は高まる。</p> <p>・事業者の持つパーソナルデータが法律上の個人情報に該当するかを判断する際、そのパーソナルデータが“容易に他の情報と照合して個人が特定できるか”を基準とすることになるが、情報の多種多様化と技術の進展を背景に、どのような状態が容易に照合できる状態であるかの判断が難しく、事業者が利活用に躊躇している。</p> <p>・情報の多種多様化を背景に、法律上の個人情報に当たらないパーソナルデータであ</p>	<p>【定義と義務】</p> <p>(定義に関するもの)</p> <p>・現行法とのかい離を避け、かつ現代に合わせた定義の形とすべき。規制対象は『名寄せ』と『個人とのつながり』を持つものとするべきであり、かつ明確化を求める。</p> <p>・技術検討 WG における「識別非特定情報」に含まれる識別子等についても保護の対象とすべき。</p> <p>・新たに措置されるものについては、個人情報と同等の位置づけとすべき。</p> <p>・それ自体では特定の個人が識別されないものを規律する必要があるのか。移動履歴、購買履歴等外延が不明確なものは含めるべきでない。</p> <p>・現行法では規制対象となっていない「識別子」等が規制対象に含まれる理由が定かでない。</p> <p>・個人情報の定義について、「他の情報と容易に照合でき」というカッコ書きを削除し、グレーゾーンを解消すべき。</p> <p>・技術革新に対応し得る定義とするべき。</p>	<p>【定義と義務】</p> <p>・ 現行法の個人情報については、解釈の明確化を図る。</p> <p>(理由：現行個人情報の定義につき、カッコ書きを削除すべきという意見については、事業者内部において個人を特定してデータを利活用できるものが保護対象から外れることとなり、個人の権利利益保護の観点より受け入れられない。)</p> <p>・ 指紋、静脈パターン、顔認識データ、携帯電話端末シリアルナンバー、メールアドレス、免許証番号、パスポート番号等については、単体で特定の個人を識別できないものであっても保護の対象であることを明確化し、その取扱いに関する規定を定めることとする。 その際、個人の権利利益の保護と事業者の負担に配慮する。</p> <p>・ なお、当該保護対象の範囲については、技術の進展や利用実態に即した迅速な見直しが行えるように留意する。</p>

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
	<p>専門的知見をもって対応すること等について検討する。</p>	<p>っても、消費者が保護してほしいと認識するものがあり、保護されるパーソナルデータの範囲や利活用の方法に関する消費者と事業者の考えが一致せず、事業者が社会的批判を受けるケースが発生しており、事業者のパーソナルデータの利活用を躊躇させる要因の一つとなっている。</p> <p>・諸外国においては、識別子を例示する等個人情報に含めていることが多く、制度の国際的な調和を図る観点より保護対象の見直しが必要。</p>	<p>・規制対象として新たなカテゴリーが追加されると、その外縁の不確かさによって、却ってグレーゾーンが拡大される懸念がある。</p> <p>(義務に関するもの)</p> <p>○新たな規制対象について</p> <p>・これまで自由な取扱いが可能であったものであり、事業者に新たな負荷が生じることに留意すべき。</p> <p>・本人の同意を必要としないで第三者への提供を可能とすべき。</p> <p>・技術的には、同意を得る、オプトアウトを提供することは可能であるため、これにより第三者への提供を可能とすべき。</p> <p>・個人情報と比して厳格な取り扱いを求めべきではない。</p> <p>・個人情報と同様に位置づけ、取扱いを定めるべき。</p> <p>・履行可能な義務についてこれを定め、不可能なものについては除外することがよい。</p> <p>・規制のあり方として、「権利利益を侵害しないこと」について法律で定め、それに反した場合には厳しい法的制約を課するという立て付け(事後規制)にすべき。</p> <p>・規制対象となるパーソナルデータについては、例えば、現行法で利用目的を特定する必要がないデータについて利用目的を特定する義務を課すなど、現行法より強い規制を及ぼすべきではない。</p> <p>○その他の意見</p> <p>・現行個人データを含め、一定の情報については情報の取得につき本人の同意を原則とすべき。</p>	

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
		<p>【機微情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的には、センシティブデータ(機微情報)を定義し、特別な取扱いを求めている国と地域が多い。 ・現行法においては、プライバシー侵害の可能性の程度を踏まえた取扱いを行う等個人情報の性質による取扱いの差異は設けられていない。 ・各事業分野のガイドラインでは、機微情報を定義し、原則その取扱いを禁止しているものがある。 	<p>【機微情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(対象は、)医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの保護が求められている分野と個人の人格的自立に影響する、差別の要因となるような情報の2種類がある。 ・国民から高いレベルでの保護が求められる分野(いわゆる特定分野)については、注意して慎重に取り扱うべきこととし、差別的取扱いの要因となる情報については原則として取扱いを禁止すべき。 	<p>【機微情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的差別の原因となるおそれがある、人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報については、機微情報として定めることとする。 ・機微情報は、原則として取扱いを禁止とする。 ・ただし、社会的な情報利用の実態に鑑み、本人の同意によりこれを取得し、かつ個人情報取扱事業者が定めた利用目的の範囲内でのみその取扱いを行うこととし、法令に基づく場合、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合等、例外規定を設けることとする等、取扱い禁止の趣旨に鑑みてその他必要な措置を講じることとする。 <p>【国民から高いレベルでの保護が求められている分野の情報の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する基本方針において、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野については性質に応じた適正な取扱いを厳格に実施する必要がある旨定められているところ、ここに例示される医療、金融・信用、情報通信分野等に関する情報を取り扱うに当たっては、慎重な取扱いを求めることとする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報のみを規制の対象としている(なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定義に死者の情報も拡大すべきでない。 ・医師の守秘義務が優先され、情報提供できないことによる被害が発生していることへの対処が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対処については、将来的に検討する。
		<p>【オプトアウト規定の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法第 23 条第2項による「オプトアウト」規定の形骸化により、本人が不知の間に情報が移転、流通していることが指摘され、これによりいわゆる名簿屋による個人情報の販売が行われ、不当な勧誘や犯罪行為に個人情報が悪用されることにつながっているとして規定の見直しが求められている。 	<p>【オプトアウト規定の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法下において対応不十分であるいわゆる名簿屋の対応をすべきである。現行法第 23 条第2項のオプトアウト規定の検討をすべき。 	<p>【オプトアウト規定の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者は、現行法第 23 条第 2 項の規定により個人データを第三者へ提供しようとする場合、第三者機関へ同項各号に定める事項を届出なければならないこととする。 ・新たに整備される第三者機関は、本人の意思を反映する機会を保障することに資するよう、本人が同項の規定による個人データの第三者提供を行っている個人情報取扱事業者を知りうる機会を設けることとする。
		<p>【共同利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法第 23 条第4項第3号による本人の同意によらない第三者提供については、共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限って許容されるものであるところ、同要件の解釈につ 	<p>【共同利用について】</p>	<p>【共同利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法第 23 条第 4 項第 3 号は、本人にとって個人データを共同して利用する者の全体を一つの取扱い主体と捉えうる状態である場合であれば、個人の権利利益の保護を図りうることより認められるものであるところ、同趣旨を明らかとするべく、第三者機関がガイドラインを策定する等する。第三者への個人データの提供について本人の同意が求められる趣旨を踏まえて、利活用実態を踏まえ、必要に応じて措置の検討を行う。

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
		<p>いて混乱を生じている例が見受けられ、利活用実態も考慮した対応が求められている。</p> <p>・個人情報、取扱いにつき利用目的の範囲内で利用することにより、個人の権利利益侵害に結びつく利活用を抑制しており、当初の目的外での利活用については本人の同意が求められているところ、大量のデータについて本人の同意を得ることが事業者にとって負担であり、データの利活用の妨げとなっている側面がある。</p>		
		<p>【利用目的変更時の本人同意取得の見直し】</p> <p>・ビッグデータビジネス等、新規ビジネスの実施に個人情報を活用しようとする際、当初設定した利用目的を変更する必要がある場合は、本人からの同意取得が必要である。しかし、大量なデータを活用する事業においては、事業者が消費者から事後的に同意を取得することはコスト面等より困難である。事業者が、将来のデータ利活用が制限されないように、利用目的をあいまいに示すことにもつながりかねず、消費者にとって個人データがどのように利用されているか把握しづらい状況を作りかねないとの指摘もある。</p>	<p>【利用目的変更時の本人同意取得の見直し】</p> <p>・データ主導型のイノベーションを起こすため、利用目的の特定を不要とするか、利用目的の拡大時の事前同意を不要とすべき。</p> <p>・取得の際にも同意を必要とし、ただし、目的外利用については、本人のオプトアウトにより可能とする。</p>	<p>【利用目的変更時の本人同意取得の見直し】</p> <p><調整中【P】></p>

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
3	<p><プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方></p> <p>透明性の確保を原則として、利用目的の拡大に当たって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定(オプトアウト、共同利用等)の在り方について検討するとともに、パーソナルデータ取得時等におけるルールの充実(同意取得手続きの標準化等)について検討する。</p> <p>また、個人情報取扱事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の漏えい、その他のプライバシー侵害につながるような事態発生危険性、影響に関する評価(プライバシー影響評価)の実施、公表等については、事業者の過度な負担とならないように配慮しつつ、評価事項・基準、評価対象、実施方法、評価方法等の具体化を「特定個人情報保護委員会」が行う特定個人情報保護評価の仕組みを参考に検討する。</p>	<p>【プライバシー影響評価(PIA)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国も加盟する OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」の改訂において、「プライバシー・マネジメント・プログラム」の項目が追加され、この中で、リスク評価(プライバシー影響評価(PIA)を含む)が求められている。 ・番号法では、番号という特殊性から、原則として公的機関を PIA の対象としているところ、一般的な個人情報に PIA を適用する場合について、事業者の過度な負担とならないよう、その実施方法への配慮が求められる。 	<p>【プライバシー影響評価(PIA)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者がプライバシー影響評価を実施して、第三者機関の評価を受けたときには、個人情報の利用が柔軟にできるようにするなど、しっかりした事業者がしっかりした利用ができるような仕組みができるよう将来的に検討すべき。 	<p>【プライバシー影響評価(PIA)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法による PIA 実施状況を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ事業者の過度な負担とならない実施方法等、規律の在り方含め、将来的に検討すべき課題とする。

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
		<p>【同意取得の標準化】</p> <p>・パーソナルデータ取得時等におけるルールの充実(同意取得手続きの標準化等)により、本人の意思を個人情報の取扱いに適切に反映しうる。</p>	<p>【同意取得の標準化】</p>	<p>【同意取得の標準化】</p> <p>・一般的な同意取得方法を定めることは多様な情報活用実態より困難であり、法律の改正によらず、第三者機関のガイドライン等の策定や自主規制の導入により改善を図ることとする。</p>

II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対応方針(案)
	<p>事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導の枠組みの構築することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。</p>	<p>【民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設】</p> <p>・現行法上、民間団体による仕組みとして、認定個人情報保護団体制度が設けられている。</p> <p>・認定個人情報保護団体は、①苦情処理、②情報提供、③個人情報保護指針の作成・公表、及び同指針の遵守のために対象事業者(構成員等)に対し指導、勧告等を行う(現在、39 団体が認定され、42 指針が作成・公表されている。)</p>	<p>【民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設】</p> <p>・立場に偏りのない透明性の高い場で、事業者の自主規制ルールが策定されるべき。</p> <p>・自主規制ルールに事業横断的な統一性を持たせるとともに、当該ルールの遵守を徹底させるために、行政は一定程度関与すべき。</p> <p>・法令等に規定されていないが、技術進化に応じて、プライバシー保護のために機動的な対応を要する課題について、自主規制ルールの枠組みに委ねるべき。</p> <p>・自主規制ルールは、法律に基づく認定はなじまないのではないか。また、当該認定されたルールと法律上の義務との整合性について齟齬が生じるおそれはないか。</p> <p>・自主規制ルールを監督する自主規制団体に対する監督権限を第三者機関に付与すれば、自主規制ルールとは呼べず過剰なものとならないか。</p> <p>・自主規制違反を行った対象事業者に対して、FTC5条のような制裁措置を行使でき</p>	<p>【民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設】</p> <p>・パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設する。</p> <p>・民間団体は、情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の意見を踏まえて自主規制ルール(例えば、個人が特定される可能性を低減したデータの加工方法、自主規制を遵守するための内部的措置等)を策定し、第三者機関の認定を受ける。</p> <p>・自主規制ルールに含まれる範囲・内容としては、法令等の規定に関する業界の特性に応じた自主ルールのほか、法令等に規定されていないが、技術進化に応じて、プライバシー保護のために機動的な対応を要する課題について業界が独自に定める自主ルールを含めることを妨げないこととする。</p> <p>(理由：機動的な対応を要する課題は、しばしば法定になじまないことがある。)</p> <p>・自主規制ルールを法的に認定している制度はある(公正競争規約制度(景品表示法))。また、基本的に自主規制ルールは法令上の義務を果たすものとして認定されるものであり、整合性に齟齬が生じることはないものとする。</p> <p>(理由：自主規制ルールは、業界の特性等に応じて法令上の義務の履行方法等を具現化するものであり、法律上の義務と齟齬を生じるものを定めること及びそれを認定することは想定されない。なお、法令等に規定されていない事項に関する自主規制ルールについては、民間事業者による自主的な取組を第三者機関が確認的に認めるものである(法令等に規定されていない事項に関するものなので、そもそも齟齬が生じることはない。))</p> <p>・運用団体は、自主規制団体として、対象事業者に対し必要な措置を行うとともに、第三者機関の監督に服するものとする。</p> <p>(理由：民間主導を尊重することは重要であり、不適切な取扱いがあった場合には、一義的には自主規制の自浄作用に委ねるべきであるが、自浄作用も含めて自主規制ルールの適切な運用のためには、外部の第三者による関与を担保しておく必要がある。)</p> <p>・法令等の規定を越えた自主規制ルールに違反した対象事業者に対し、直接的な制裁を加える目的での第三者機関による行政権限の行使は、法令上措置しないこととする。</p>

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対処方針(案)
			るよう、法令上規定すべき。	(理由：F T C 5条のような制裁措置を取り入れることで、多くの事業者が自主規制ルール制度の利用を躊躇してしまうことになりかねない。また、自主規制団体に対する行政監督権限の行使によって、自主規制ルールの実効性は確保しうると考える。)

その他 (制度見直し方針に記載の無い事項)

No	制度見直し方針	現状	指摘事項・論点	対処方針(案)
1		【プロファイリングの問題】	<p>【プロファイリングの問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米に合わせてプロファイリングの問題に対応すべき。 ・情報そのもののセンシティブ性は認められないが、情報の取扱いが差別的なものとなるような、処理結果の評価で不利益、差別をするというところを規制すべき。 ・一律にプロファイリングが問題であるのではない。プロファイリングについて精査し、その影響も含めて定義する等すべきである。 	<p>【プロファイリングの問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>諸外国における取組については、未だ確立したところがあるとは認めがたく、プロファイリングに関する問題は、データの利活用についての新たな課題であることから、現状においては、消費者、事業者双方にとってよりよい個人に関する情報の取扱いをし、かつ、そのための環境整備を図るため、自主規制によることが望ましく、将来的に検討すべき課題とする。</u>
2		【保存期間の定め】	<p>【保存期間の定め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間につき、個人情報取扱事業者に義務付けるべき。 	<p>【保存期間の定め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保存期間の法定は、実効性に疑問があり、事業者の負担に鑑みて、今般の見直しにおいては措置しないこととする。</u> <p>(理由：刑事の時効との兼ね合い等より相当程度長くなりうること、具体的な年数を法定せず事業者の判断に委ねるとすれば長期間の表示をすることが可能となること、データは加工等行うことが考えられ期間の起算点をいずれとするかで半永久的に保有が可能となることより、その実効性に疑問がある。)</p>

(注)「個人情報保護法」又は「現行法」: 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

「行政機関法」: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)

「独立行政法人法」: 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)